

年金 information

問合せ
戸籍年金係 ☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144

平成28年度の 国民年金保険料

定額保険料

月額 16,260 円

(平成28年4月分～
平成29年3月分)

20歳以上の学生で国民年金保険料を納めることが困難なときは 学生納付特例制度をご利用ください

所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

対象となる方は、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教育法で規定されている修業年限1年以上の課程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が一定額以下の方です。

《申込みに必要なもの》
在学証明書(原本)または、学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)、印鑑をお持ちになって、戸籍年金係窓口へ申請してください。

承認された場合、期間は4月から翌年3月までの1年間となります。引き続き学生納付特例をご利用する場合でも、毎年度の申請が必要です。

学生納付特例制度のメリット

- ・病気やケガで障がいが残ったときも障害基礎年金を受け取ることができず。
- ・年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されず。

～特定付加保険料制度が始まります～

●納付可能期間

平成28年4月1日～
平成31年3月31日の3年間

●対象期間

平成18年4月以降の期間のうち、特定付加保険料の納付申出が承認された日の属する月から遡って10年以内の期間

●保険料額

付加保険料額と同額 400 円

これまで付加保険料については、納期限(翌月末)までに納付しなかった場合は、付加年金の辞退申出とみなされ、それ以降付加保険料を納付することができませんでした。

しかし、平成28年4月1日から特定付加保険料制度が施行され、施行日から3年間に限り、付加保険料に相当する額の国民年金の保険料(特定付加保険料)を納付することができます。

※対象者の方には、日本年金機構から「特定付加保険料の事前お知らせ」が送付されます。

市税等 収納向上 information

問合せ
税務課納税係
☎32-2219

公平で公正な明るい 市を築くために

「公平で安全な公共サービス提供のため…」などの言葉を何度か広報誌の中で見かけたことがあると思います。では、公共サービスとは具体的にどのようなものなのでしょうか。

公共サービスとは

幼稚園や小中学校などの教育機関はもちろん、高齢者への介護や市立病院などの医療介護サービス、上下水道などのライフライン提供、公園や道路の整備、除雪など日々の生活の様々なところに公共サービスは存在しています。税金や公共料金は、そのサービスの円滑な提供のため、利用されています。

税や料金が未納になると

一人が税金や公共料金を納め



ないと、しっかりと納めている市民の皆さんが負担を負うことになり。それだけではなく、自分や家族がサービスを必要としたとき満足なサービスを受けられないことがあります。

こうした問題解決のため、赤平市では滞納の解消に向け、催告や滞納処分を強化していきます。

今月の納付

- 介護保険料 第1期
納期限 5月2日(月)まで

医療保険

information

問合せ

医療保険係 ☎ 32-2214

「国民健康保険の届け出、忘れていませんか？」

国民健康保険は、職場の健康保険と違って、世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。たとえば、加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、被保険者証がない間の医療費は、全額を自己負担することとなります。

【注意】
被保険者証が変わったときは、医療機関に被保険者証が変わったことを伝えてください！

※資格のない被保険者証を使って受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた額を市へ返還していただきます。
下記のようなときは、必ず届け出をしましょう。

国保に加入	国保を脱退	その他
<ul style="list-style-type: none"> ◆他の市町村から転入したとき ◆職場の健康保険などをやめたとき ◆生活保護が廃止になったとき ◆子どもが生まれたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◆他の市町村へ転出したとき ◆他の健康保険などに加入したとき ◆生活保護が開始になったとき ◆加入者(被保険者)が死亡したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◆住所・氏名・世帯主などが変わったとき ◆子どもが就学のため他の市町村に転出するとき

必要になります

手続きには
マイナンバーと本人確認

詳しくは広報あかびら3月号(P11)をご覧になるか、医療保険係へお問合せください。

「入院時の食事療養標準負担額が一部変わります」

食療養標準負担額(食事代)が左記のように変わります。

	負担額 (1食)		
	現行	平成28年4月	平成30年4月
住民税 課税	260円 ⇒	360円 ⇒	460円
非課税(低所得Ⅱ)	210円 ⇒	据え置き ⇒	据え置き
非課税(低所得Ⅰ)	100円 ⇒	据え置き ⇒	据え置き

※非課税世帯の負担額は変わりません。
※指定難病、小児慢性特定疾病の医療受給者証をお持ちの方は260円に据え置き

スポーツ施設

s p o r t s

問合せ

社会体育係 ☎ 33-7750

野外

■スポーツセンターテニスコート

受付業務は、総合体育館にて行っております。(有料)

■大町及び文京テニスコート

学校利用時間を除く時間帯で開放します。(無料)

■赤平パークゴルフ場

今年度も無料で開放します。

今年も朝7時から使用ができますが、芝が傷む状況が発生した場合には、9時からの使用時間に変更することもありますので、ご理解をお願いします。

※毎週火曜日はコース整備のため使用できません。

※その他利用できる施設

- ・虹ヶ丘球場
- ・茂尻テニスコート(東公民館横)
- ・住友河畔パークゴルフ場
- ・翠光苑パークゴルフ場

▶利用期間

5月1日(日)～10月31日(月)

▶利用時間

日の出から日没まで

屋内

■赤平市民プール

▶利用期間

6月1日(水)～9月30日(金)

▶利用時間

10:00～21:00

野外スポーツ施設については、整備状況により、開設時期が遅れる可能性があります。
ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。